

○甲南高等学校・中学校の取組について【甲南高等学校より】

校内発行物「甲風」にてライト坂の取組を紹介。

- ・登下校時の安全対策について注意喚起とこの問題への関心を高めるための情報を発信。
- ・1月31日に学校で協議会メンバーと意見交換を行っている。

【協議会からの意見概要】

- ・ライト坂の安全対策への取組については、当事者である学生の意見がとても大切である。
- ・市民と行政が一緒になって考えていく中にぜひ参加して欲しい。
- ・また、このような取組について学習の場として捉え、様々な観点から研究材料としてもらえるといい。

○芦屋ハイランド自治会の取組について【芦屋ハイランド自治会より】

自治会発行のニュースレターにてライト坂の安全対策について紹介

- ・自治会では、奥池地区に出入りする業者にフェード現象による事故に気を付けて下さいと声を掛けるようにしている。
- ・自治会員に、工事や配達に来る運転手に同様の声掛けを依頼している。

【協議会からの意見概要】

- ・地域全体でこの取り組みを行っていくことで安全対策となっている。
- ・工事業者への声掛けなども安全対策として有効な取組となっている。

今後のスケジュール、進め方について

- ・第3回協議会は令和6年7月頃に開催予定。対策案の取りまとめを行う。
- ・4月～6月の間に第3～5回勉強会を開催予定。

	令和5年度					令和6年度					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
協議会	● 協議会①	● 11/29 第1回 ・協議会の進め方 ・対策の状況 ・課題抽出 ・フェード現象を学ぶ			● 協議会②	● 3/21 第2回 ・勉強会の取組報告 ・今後の取組について			● 協議会③	● 第3回 ・最終とりまとめ	
勉強会			● 1/19 第1回 ・対策案出し	● 2/8 第2回 ・対策実施主体 期間の整理		● 対策実施主体 の決定	● 協議会後の 対策方法・ 体制の検討	● とりまとめ資料 の作成			※協議内容、開催回数等は 必要に応じて適宜変更
				● 2/15 通学路点検 (県・市・警察・学校関係等)		● ビラ配布 (交通安全運動)					

発行元：県道奥山精道線交通安全対策協議会 問合先：兵庫県西宮土木事務所 道路第2課 0798-39-6126
芦屋市都市政策部 道路・公園課 0797-38-2118



令和6年3月21日 於：芦屋市役所消防庁舎3階多目的ホール

第2回県道奥山精道線交通安全対策協議会を開催しました。

第1回協議会後に2回の勉強会を開催し、ライト坂に必要な交通安全対策について意見交換を行いました。

また、山手小学校の通学路について関係者で通学状況を確認しました。

令和6年3月21日に行われた、第2回協議会では、上記の取組についての報告と、今後の取組スケジュールや検討内容の確認が行われました。

今号では、その内容について報告します。

次ページより第2回協議会の
報告内容を紹介します。

第2回協議会次第

1. 勉強会の取組報告
2. 今後の取組について
3. その他報告事項
 - (1) フェード現象重点対策路線の指定について
 - (2) ライト坂での工事について
 - (3) 甲南高等学校・中学校の取組について
 - (4) 芦屋ハイランド自治会の取組について
4. 閉会

第1・2回勉強会の取組報告

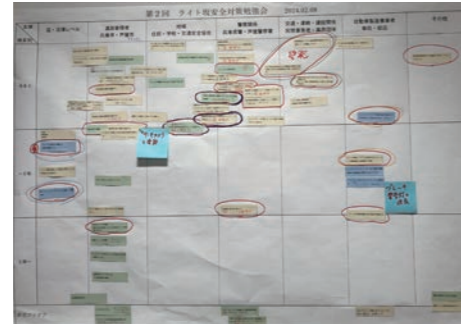
○第1回勉強会（令和6年1月19日開催）

- ・ライト坂に必要な交通安全対策について自由に意見を出し合う。
- ・3つのグループに分かれて意見交換し、重複を除いた59個の意見が出た。



○第2回勉強会（令和6年2月8日開催）

- ・第1回勉強会の意見を取り組むタイミング、主体、重要度、断念するアイデアについて検討した。
- ・4つのグループに分かれて意見交換を行った結果を大きく6つのカテゴリでまとめた。



2回の勉強会の結果を第2回協議会で確認し、今後検討する対策案として整理

○学校関係者、県警、県市による通学路点検（令和6年2月15日）



今後検討していく対策案

(※)は、実施中または一部実施中
下線は、協議会で追加になった項目

1. 地域での啓発

- ①啓発用のポスター作製 (※)
→ポスター・ステッカー等に効果的な文言を検討する。
- ②交通安全キャンペーン (※)
- ③地域内での工事業者への啓発 (※)
→自治会ニュース等の発行物を活用

2. 運転者への啓発

- ①ライト坂の状況を知らない運転手を主な対象とする
- ②沿道に啓発・警告看板 (※)
→要所に啓発看板・電光掲示板・オービス等を設置する
- ③建設業協会・トラック協会等での啓発 (※)
- ④外国語での啓発
- ⑤運転免許更新時の啓発 (※)
→急坂運転法・エンジンブレーキ・フェード現象など（文書・映像）
- ⑥電光掲示板の設置

3. 機器開発

- ①ブレーキ温度の表示機器
→ブレーキ温度計・警告装置等の設置義務
- ②フェード現象を起こさないブレーキの開発
→ハイブリッド・トラックの開発・普及（回生ブレーキの併用により安全性の向上）
→ドラムブレーキからディスクブレーキへの転換など
- ③カーナビ・ドラレコなどから注意喚起
- ④車関連メーカーとの連携が必要

4. 交通規制・法制度

- ①通行許可等
- ②法律・罰則強化・条例化（ブレーキ等の事前点検）
- ③ライト坂の速度制限強化
- ④待機・点検スペースの確保

5. 通学路の安全対策

- ①通学路のルート検討
- ②通学路の見守り継続 (※)
- ③電柱の位置検討
- ④ガードレールの切れ目でのボラードなどによる安全対策

6. その他

- ①他地域との連携や広報
- ②国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部の協議会への参加
- ③交通事故統計にフェード現象事故の項目を追加する
- ④運転者の心理的観点からの対策を検討
- ⑤景観的な配慮

その他報告事項

○フェード現象重点対策路線の指定について【兵庫県警察本部より】

- ・令和6年2月、県道灘三田線および奥山精道線を「フェード現象重点対策路線」に指定
- ・令和6年3月6日には、灘三田線において広報啓発活動を実施。
- ・灘三田線では、ブレーキ等の事前検査場所を設定。奥山精道線では、交通安全キャンペーン等の実施場所を芦有ドライブウェイの協力にて調整中。
- ・3月6日の活動は、神戸新聞にも取り上げられました。



Information 令和6年2月
兵庫県警察

フェード現象による交通事故を防ぐために！
ブレーキ等の事前検査を！
～県下で、「フェード現象重点対策路線」を指定～！

★兵庫県道路交通法施行規則第9条第6号
「自動車又は原動機付自転車を運転してこの配の急な下り坂で区間の長い場所を通行しようとするときは、その直前において当該車両のハンドル及びブレーキを検査すること」と定められています。

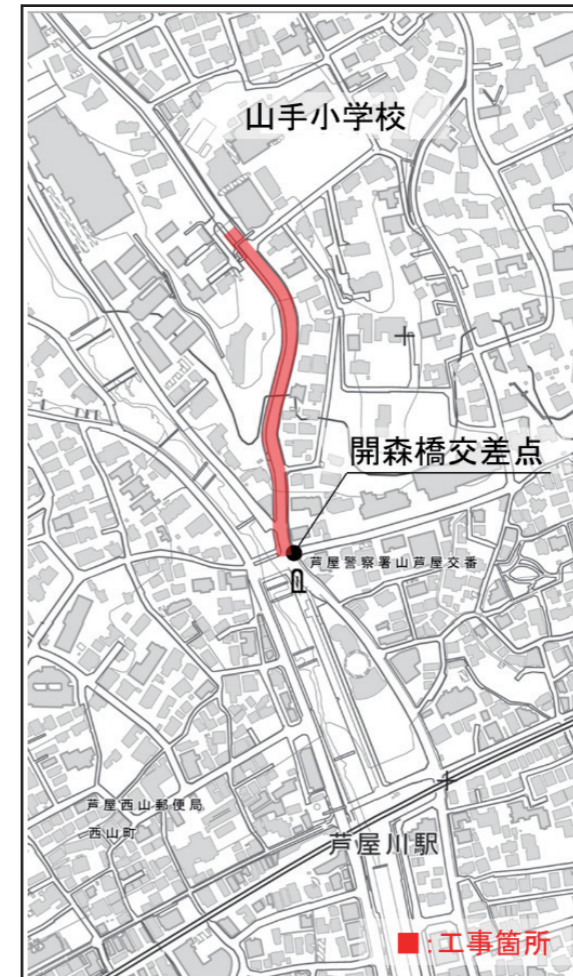
【フェード現象重点対策路線】

事前検査場所
神戸市北区有野町1566-7付近から
馬木町4丁目交差点まで

芦有ドライブウェイ「自動車検定場」再検定所から
芦有方面への170mから
急峻な下り坂まで

フェード現象重点対策路線はもちろん、他のこの急な下り坂を通行の際は、**ブレーキ等の事前検査**をしましょう！
また、走行中に、
・ブレーキ部分からの異音や振動
・ブレーキペダルの踏みこたえがわからない
・ブレーキペダルを踏み込んで放した際のブレーキハルプからの異常な振動
などを感じた場合には安全な場所に停止し、**ブレーキが冷めるまで**待ちましょう！

○ライト坂での工事について【兵庫県西宮土木事務所より】



ガードレールの設置工事を行います。

- ・工事期間は令和6年4月8日～8月下旬
- ・期間中は交通規制の関係で通学路の変更等が発生する

【協議会での意見概要】

- ・通学路の変更等については地域との情報共有が重要になる。
- ・警備員の配置場所等も地域との協議を行って設定してほしい。
- ・交通規制によって他の道路を迂回する車が増えることも考慮する必要がある。
- ・通学路が変更になることによって、どのような影響が出たかのデータを収集しておきたい

→事業者と地域のみなさんの密接なコミュニケーションで安全対策を進めよう。

この件に関するお問い合わせ先
西宮土木事務所 道路第2課
Tel:0798-39-6126